

不動産登記に関する事務の一部の停止について

大船渡市の施行に係る大船渡駅周辺地区土地区画整理事業について、換地処分の公告が令和元年11月22日にされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間（下表の処理期間を参照願います。）は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、対象地域の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

盛岡地方法務局

処理期間	対象地域名	事務停止の理由
令和元年11月25日から 令和2年2月29日まで (予定)	大船渡市大船渡町字笹崎の一部 同所字新田の一部 同所字台の一部 同所字茶屋前の一部 同所字野々田の一部 同所字永沢の一部 (盛岡地方法務局大船渡出張所管轄)	大船渡都市計画事業 大船渡駅周辺地区土地区画整理事業